

平成30年度 第2回

境港市国民健康保険運営協議会

日 時 平成30年12月20日(木)
午後1時30分～

場 所 境港市役所 保健相談センター健康相談室

～～～ 日 程 ～～～

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 市民生活部長あいさつ

4. 委員出席状況報告

5. 議事録署名委員の選任

6. 協議事項

(1) 平成31年度国民健康保険税について (1頁)

7. そ の 他

(1) 今後の国民健康保険制度について (3頁)

8. 閉 会

平成31年度国民健康保険税について

〈提案事項〉

平成31年度の国民健康保険税の税率は、平成30年度と同様とし、税率改定は行わない。

1 平成31年度の「納付金」の算定方法

「国民健康保険事業費納付金」は30年度に始まった制度で、市町村は、県が示す納付金総額を保険税等で確保して、県に納めることとなる。

31年度の納付金は、30年度と同様の算定方法となる見込みである。

2 保険税率を改定しない理由

- ① 31年度の納付金の算定方法に大きな変更がない。
- ② 30年度は「資産割廃止」という大きな変更を実施したが、1人当たりの賦課額は29年度と同等である。(実質、据え置きである。)
- ③ 保険税率を毎年変更することは、被保険者の混乱を招く。
- ④ 30年度の国民健康保険制度改革により、県単位での事務の標準化が進められている。現在、保険税(料)率や被保険者証の統一化を検討しており、32年度以降、納付金の算定方法も変わる可能性がある。
- ⑤ 納付金の財源が不足した場合は、国民健康保険基金から充当することが可能である。

3 納付金の財源が不足した場合の対応

国民健康保険基金を取り崩し、充当する。

<H30.1.26 国保運営協議会答申(抜粋)>

「この制度改革への対応に当たっては、被保険者の保険税負担の変動を抑制しつつ、段階的に本来の保険税率に改定し、制度への円滑な移行を図るため、市においても独自の激変緩和措置として、国民健康保険基金から、初年度(平成30年度)は増加額の全額相当を充当し、次年度は充当額を減額することが適当である」

※ 国民健康保険基金残高・・・202,770,820円 (H30.12.20現在)

(29年度からの繰越金約2億1千万円のうち、返還金等の財源に充当した残りについては、30年度末に基金に積み立てる予定。)

4 平成 31 年度の納付金額

31 年度の納付金額が確定するのは、31 年 1 月初旬。

特殊事情として、29 年度の前期高齢者交付金の超過交付分の返還が1億円程度発生する見込みであり、納付金額は 30 年度より増加することが想定される。これは、29 年度に過大交付された交付金の返還であり、これまでも決算剰余金は基金に積み立てていることから、不足分については基金を充当して対応する。

《参考》 平成 30 年度税率

所得割	資産割	均等割	平等割
14.05%	なし	42,700 円	44,000 円

今後の国民健康保険制度について

1 保険証の統一

現在、市町村ごとに対応が異なる以下の事項について、県内で統一する方向で協議を進めている。境港市は、32年8月の更新分から実施する予定である。

- ① 保険証の更新時期（4月⇒8月更新）
- ② 保険証と高齢受給者証との一体化
- ③ 保険証の郵送

2 被保険者番号の個人単位化

現在、世帯単位で付番されている被保険者番号を、個人単位化する。
加入する保険が変わっても、個人ごとに継続的な資格管理ができるようになる。

3 オンライン資格確認の導入

医療機関や薬局の窓口でマイナンバーカード又は保険証を提示することにより、オンラインで即時に資格情報を確認することができるようになる。

提示する書類	個人の特定期間
マイナンバーカード	カードのICチップに記録されている電子証明書の情報を用いて照会する。 「マイナンバー」は直接使わない。
保険証	保険証に記載されている、個人単位化した被保険者番号を用いて照会する。